

中小企業等の事業主の皆様へ

人材確保のために、若手従業員の奨学金返済支援を行う中小企業を応援します！



八幡市中小企業者等奨学金返還支援事業補助金

八幡市では、中小企業等の人材確保と地元雇用の促進を図るため、従業員の奨学金返済支援を行う中小企業等の負担額の一部を補助します。ぜひ、ご活用ください。

支援対象者

- ① 市内に事業所を有する中小企業者等
- ② 市税の滞納がないこと
- ③ 市内の事業所に勤務する従業員であること
- ④ 京都府の「**就労・奨学金返済一体型支援事業補助金**」の交付決定を受けていること

対象期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

補助額

対象従業員一人あたり、府補助金額の2分の1

- ① 正社員となってから1～3年目＊ 上限4万5千円／人・年
- ② 正社員となってから4～6年目＊ 上限3万円／人・年

申請期間

令和7年4月1日（火）～令和8年3月13日（金）

※京都府の「**就労・奨学金返済一体型支援事業補助金**」の交付決定を受けて以降

申請方法等

詳細は、八幡市ホームページをご覧ください。

<http://www.city.yawata.kyoto.jp/>

補助金交付の流れ

